

## 平均賃金の計算方法

平均賃金とは、労働基準法（以下、「労基法」という）で定められている手当や補償、減給制裁の制限額を算定するときの基準となる金額です。

平均賃金は、原則として事由の発生した日以前3か月間に、その労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数（就労日数ではなく、暦日数）で除した金額です。（労働基準法第12条）

### 平均賃金の計算が必要な時とは

- (1) 解雇する場合の予告に代わる解雇予告手当  
…平均賃金の30日以上（労基法第20条）
- (2) 使用者の都合により休業させる場合に支払う休業手当  
…1日につき平均賃金の6割以上（労基法第26条）
- (3) 年次有給休暇を取得した日について平均賃金で支払う場合の賃金（労基法第39条）
- (4) 労働者が業務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償等（労基法第76条から82条、労災保険法）  
※休業補償給付など労災保険給付の額の基礎として用いられる給付基礎日額も原則として平均賃金に相当する額とされています。
- (5) 減給制裁の制限額…1回の額は平均賃金の半額まで、何回も制裁する際は支払賃金総額の1割まで（労基法第91条）
- (6) じん肺管理区分により地方労働局長が作業転換の勧奨または指示を行う際の転換手当…平均賃金の30日分または60日分（じん肺法第22条）

### 算定事由の発生した日とは

- ① 解雇予告手当の場合は、労働者に解雇を通告した日
- ② 休業手当の場合は、休業の発生した初日
- ③ 年次有給休暇に支払われる賃金の場合は、年次有給休暇を与えた最初の日
- ④ 災害補償の場合は、業務上負傷した日
- ⑤ 減給の制裁の制限額については、減給の意思が相手に到達した日

### 平均賃金の計算

- ・ 原則として、事由の発生した日以前3か月間に、その労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数（就労日数ではなく、暦日数）で除した金額です。

- ・ただし、賃金が時間額や日額、出来高給で決められており労働日数が少ない場合など、総額を労働日数で除した額の6割に当たる額の方が高い場合はその額を適用します。(最低保障額といいます。)
- ・過去3か月間とは…算定事由の発生した日は含まず、その前日からさかのぼって3か月となります。  
締切がある場合締切日ごとに、通勤手当、皆勤手当、時間外手当など諸手当を含み税金や社会保険料などを控除する前の賃金の総額により計算します。

### (事例1) 休業手当の場合 (月給制のケース)

- 5月16日から6月15日までの間、20日の勤務予定があったにもかかわらず、5月21日と22日に使用者側の都合による休業をさせた場合 (他の18日は予定通り勤務)。
- ・月給200,000円、通勤手当月額5,000円が支給されている。
- ・賃金締切日は毎月15日

期 間	月 分	暦 日 数	賃 金 総 額
2月16日から3月15日	3月分	28日	205,000円
3月16日から4月15日	4月分	31日	205,000円
4月16日から5月15日	5月分	30日	205,000円
合 計		89日	615,000円

#### ・平均賃金の計算

$615,000 \text{円} \div 89 \text{日 (暦日数)} = 6,910 \text{円} 11 \text{銭}$  (銭未満切り捨て)

#### ・休業手当の計算

$6,910 \text{円} 11 \text{銭} \times 60\% \times 2 \text{日 (休業日数)} = 8,292.132 \text{円}$

支払額 8,292円以上 (円未満四捨五入、50銭未満切り捨て、50銭以上切り上げ)

※ なお、6月16日以降にも休業があった場合、3月16日から6月15日までの計算となりますが、5月21日と22日の2日間と、その休業に支払った手当は、それぞれ計算から除外します。

### (事例2) 休業手当の場合 (基本給が日給制のケース)

- 5月21日から6月20日までの間、15日の勤務予定があったにもかかわらず、6月8～10日の3日間、使用者側の都合による休業をさせた場合 (他の12日間は予定通り勤務)。
- ・基本給日額8,500円、通勤手当月額6,000円が支給されている。
- ・賃金締切日は毎月20日

期 間	月分	暦日数	労働日数	基 本 給 (日給8,500 円)	通勤手当 (月額 6,000 円)	合 計
2 月 21 日か ら 3 月 20 日	3 月分	28 日	15 日	127,500 円	6,000 円	133,500 円
3 月 21 日か ら 4 月 20 日	4 月分	31 日	10 日	85,000 円	6,000 円	91,000 円
4 月 21 日か ら 5 月 20 日	5 月分	30 日	16 日	136,000 円	6,000 円	142,000 円
		89 日	41 日	348,500 円	18,000 円	366,500 円

#### ・平均賃金の計算

##### ① 原則

$366,500 \text{ 円} \div 89 \text{ 日 (暦日数)} = 4,117 \text{ 円 } 9775 \dots \rightarrow 4,117 \text{ 円 } 97 \text{ 銭}$

##### ② 最低保障額

月によって支払ったもの  $18,000 \text{ 円} \div 89 \text{ 日 (暦日数)} = 202 \text{ 円 } 24 \text{ 銭}$

日によって支払ったもの  $348,500 \text{ 円} \div 41 \text{ 日 (労働日数)} \times 0.6 = 5,100 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}$

上記合計 5,302 円 24 銭

③ 最低保障額 (5,302 円 24 銭) が、①による額 (4,117 円 97 銭) を上回っているため、5,302 円 24 銭が当該労働者の平均賃金となる。

#### ・休業手当の計算

$5,302 \text{ 円 } 24 \text{ 銭} \times 60\% \times 3 \text{ 日 (休業日数)} = 9,544.032 \text{ 円}$

支払額 9,544 円以上 (円未満四捨五入)

### (事例3) 解雇予告手当の場合

6月30日付けで労働者を解雇するのに、6月20日に解雇通知した。

・月給210,000円、家族手当10,000円、その他時間外手当が支給されている。

・賃金締切日は毎月末日

期 間	月分	暦日数	労働日数	賃 金 総 額
3 月 1 日から 3 月 31 日	3 月分	31 日	22 日	265,000 円
4 月 1 日から 4 月 30 日	4 月分	30 日	20 日	236,500 円
5 月 1 日から 5 月 31 日	5 月分	31 日	18 日	223,400 円
合 計		92 日	60 日	724,900 円

#### ・平均賃金の計算

① 原則  $724,900 \text{ 円} \div 92 \text{ 日} = 7,879 \text{ 円 } 3478$

平均賃金 (銭未満を切り捨て) 7,879 円 34 銭

※なお、上記は原則の計算であり、賃金が時間額や日額、出来高給で決められている場合は最低保障額との比較 (事例2参照) が必要です。

・解雇予告手当の支払い

解雇予告期間30日以上であるから、予告期間が10日しかないため、20日以上の手当を支払う。

$7,879.34 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 157,586.80 \text{ 円}$  (円未満の端数は四捨五入)

157,587円以上の解雇予告手当を通告と同時に支払うこととなる。

《平均賃金のお問合せ先》

宮城労働局労働基準部賃金室 Tel.022-299-8841

仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階